

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月25日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後					改正前				
(直接領収した現金の取扱い)					(直接領収した現金の取扱い)				
<p>第24条 企業出納員及び現金取扱員（以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。<u>ただし、領収した現金（現金に代えて納付される証券を除く。）が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p>					<p>第24条 企業出納員及び現金取扱員（以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。）は、収入金を直接現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。</p>				
2 (略)					2 (略)				
別表第3 （第16条関係）					別表第3 （第16条関係）				
1 電気事業会計勘定科目					1 電気事業会計勘定科目				
(略)					(略)				
資 本					資 本				
(略)					(略)				
剰余金					剰余金				
款	項	目	節	細節	款	項	目	節	細節
(略)					(略)				
利益剰余金	(略)				利益剰余金	(略)			
	中小水力発電開					中小水力発電開			
	発改良積立金					発改良積立金			
	<u>経営安定資金積</u>								
	<u>立金</u>								

地域振興積立金 (略)	地域振興積立金 (略)
(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

